

# 取引単位営業利益法の影響を受ける業績評価の適正化への示唆\*

— 管理会計の観点からの移転価格課税理論の分析 —

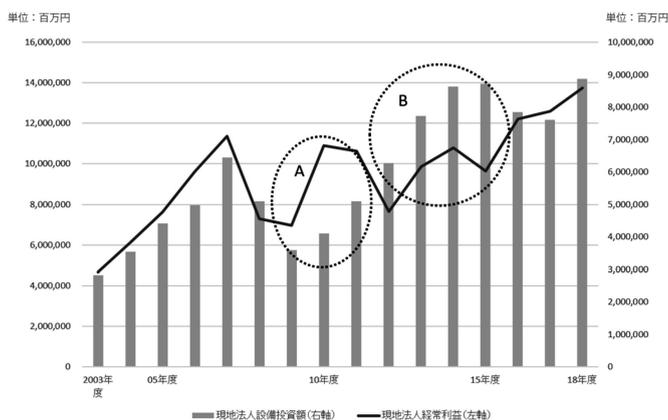
## 市場 哲 也

### 1 本稿の目的

国内経済の低成長が定着するなかで、資本市場のグローバル化による国際競争にさらされるわが国の多国籍企業は、事業成長機会を求めて海外進出を続けてきた。近藤・中浜・一瀬 (2014) は、厳しいグローバル競争が多国籍企業にもたらす不確実性を指摘したうえで、海外進出が現地売上高・収益につながるかどうかの決定要因を多国籍企業が分析し、把握することの重要性を指摘している (13 ページ)。図表 1 は、海外現地法人の経常利益と設備投資額の推移を示したものである。リーマン・ショック (2008 年) までは、設備投資額と利

益額の間に関連する急角度の右肩上がりが見られるが、世界経済が金融危機から回復した 2009 年以降、海外事業利益が現地法人設備投資額を大きく上回る時期があった (2009-2011 年度、A 領域)。しかしそれはわずか 3 年間しか続かず、その後 2012-2015 年度 (B 領域) の 4 年間では、にわかにその関係が大きく逆転している。A 領域において、日本の多国籍企業は金融危機に際して設備投資を強力に抑制したが、海外市場が比較的早期の景気回復を見せたため、B 領域ではその反動として積極的な設備投資が行われた様子を読み取ることができる。

図表 1 日本企業の海外法人経常利益と設備投資額の推移



経済産業省「海外事業活動基本調査<sup>1)</sup>」をもとに筆者作成。

\*本稿は、公益財団法人牧誠財団からの 2020 年度研究助成を受けた研究です。研究内容に対して、2021 年 8 月の日本管理会計学会全国大会で数々の有益なコメントを頂戴し、また原稿の査読を通じて、2 名の匿名査読者の先生から示唆に富む懇切なご指摘をいただきました。最後に、博士後期課程指導教授の石原俊彦先生ならびに石原研究室の皆様からは、日ごろ貴重なアドバイスをいただいております。これらの皆様に深く感謝いたします。

1) <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00550120&kikan=00550&tstat=000001011012> 2021 年 8 月 2 日最終閲覧。

この推移は、世界中を同時に見舞った経済危機からの回復期において、海外業績の動向を把握し、これを適時に投資意思決定に活用することが、多国籍企業にとって容易ではないことを示している。一般に、設備投資水準を利益水準と常に連動させることには困難が生ずる。現下の世界的な感染症からの世界経済の回復と、今後の投資意思決定との関係にも、これと同様のことがいえよう。それだけに、中期的な利益動向を予測しつつ不確実な事象への即応が可能な投資意思決定のプロセスは、投資回収の速度を高め、経済危機後の事業競争力の大きな後押しとなる。利益獲得の機会を地理的に特定し、適時に、適切な規模の投資を行うことは、多国籍企業の事業戦略の要諦であり、そのために適正な業績評価<sup>2)</sup>が担う役割は大きいといえる。

小菅（2012）の調査によると、経営管理者にとってのグローバル戦略実行上の主要な課題は図表2

のとおりであり、海外子会社の業績評価が独立した主要な課題項目として挙げられている。そして、海外子会社の業績評価を支える会計情報は、（多国籍）企業<sup>3)</sup>グループ内の取引価格、すなわち振替価格に基づく期中取引の結果であることから、管理会計上の「振替価格」は業績評価会計における重要な研究テーマとなる。

Rossing and Rohde（2014）は、多国籍企業グループ内の取引に関する会計研究の論点を、図表3の8項目に整理した。「振替価格」が「税法遵守活動」との関係でどのような影響を受けているか、という点が論点の筆頭に挙げられている。

小菅（2012）と Rossing and Rohde（2014）が示すように、法人税制、特に移転価格税制と管理会計の関係性の問題は、国内外で古くから盛んに取り組まれてきた研究課題であって、特に多国籍企業に対する質問票による実態調査には、豊富な研究蓄積がある。しかしながら本来この研究では、

図表2 グローバル戦略実行上の経営管理者の主要な課題

1 海外直接投資をどう評価するか
2 現地での資金調達をどうするか
3 本社のシステムや知識をどう海外移転するか
4 海外子会社の予算をどう編成し、管理するか
<b>5 海外子会社の業績をどう評価するか</b>
6 海外子会社の現地での経営はどうあるべきか
7 企業グループとしてのグローバル経営ならびにグローバル戦略はどうあるべきか

小菅（2012）、167 ページ。強調は筆者による。

図表3 多国籍企業グループ内の取引に関する研究論点の整理

<b>a 税制の違いは振替価格実務と税法遵守活動にどのような影響を与えるか、また多国籍企業は税と事業戦略をどのようにして統合しようとしているか</b>
b 財務会計規則から振替価格システムにどのような影響が生じているか
c 管理上の体質から振替価格の意思決定にどのような影響がもたらされているか
d 同一企業内の譲渡取引が振替価格システムにどのような影響を及ぼしているか
e 多国籍企業を囲む利害関係者がどのような力関係にあり、振替価格を通じておのおのの立場からどのような目的を達成しようとしているか
f 単一価格帳簿と複数価格帳簿のいずれによって、振替価格の個別の目的がどの程度達成されるか
g 分権的または集権的振替価格システムによって、どのように振替価格の目的が達成されるか、またその際の組織的課題はなにか
h 税効率の高いサプライチェーンを維持しつつ事業戦略上の成功を達成するために、最も効果的な振替価格システムはどのようなものか

Rossing and Rohde（2014）、pp.279-282 の RQ1-8 を抽出、和訳と強調は筆者による。

2) 本稿は多国籍企業の業績評価を特別に取り上げていることから、「業績評価」の語を海外事業の業績評価の意で用いている。

3) 振替価格研究には、まず国内グループ企業同士の取引価格についての研究として発展し、次にその研究知見を多国籍企業が国境をまたいで実施する取引に対して適用した、という経過がみられる。したがって、振替価格は多国籍企業グループ内の取引価格に限った概念ではない。

移転価格税制の課税理論が並行して考究対象とされねばならないところ、これが十分とはいえない。とりわけ多国籍企業グループの連結営業利益に対して、課税上国内外の配分の修正を要求する利益法の課税理論と業績評価との関係性について、研究の不足がみられる。移転価格税制の課税理論に関しては、2012年、多国籍企業の税源浸食と利益移転（BEPS、Base Erosion and Profit Shifting）に対抗するため、20か国によってOECDのBEPSプロジェクトが発足した。その後BEPS最終報告書（2015）の発表に続く「ポストBEPS」のもとで、新興諸国を広範に包摂する139か国（2021年8月現在）の課税当局が、国際協調によって国際課税のあり方を構築していこうとしている。2017年に大きく更新された最新のOECD移転価格ガイドラインの課税理論を踏まえて、この課題に取り組む今日的意義は大きい。

本稿は、移転価格税制が管理会計上の振替価格に対する影響を通じて、多国籍企業の業績評価にどのような問題をもたらしているか、そのメカニズムを理論的に解明する。そしてその導出事項に基づいて、移転価格税制の影響のもとで、より適正な業績評価のための示唆を行うことを、本稿の目的とする。

## 2 管理会計上の振替価格の枠外にある取引単位営業利益法（TNMM）の課税原理

わが国における振替価格の理論的枠組としては、次の宮本（1983）による整理が、代表的なものとして定着していると考えられる（宮本1983、123-129ページ）。

- ・ 最適振替価格：各環境に対して有効な振替価格を総合的に分析・調整することにより、企業全体としての利益に対して有効な振替価格。
- ・ 中立的振替価格：子会社の業績評価の客観的基準となる利益を測定するための振替価格。
- ・ アームスレングス価格：全ての関連事実を考慮して、同一または類似の状況の下で、支配従属関係のない当事者間における独立の取引で成立した、あるいは成立したであろうとみられる取引価格。

管理会計と移転価格税制における、多国籍企業のグループ内取引の価格概念を対比させて示すと、図表4の上半分（「価格概念」のセクション）のようになる。多国籍企業において業績評価の基礎となる価格概念が、中立的振替価格である。これは本来、アームスレングス価格と相互に排他的な関係にはない概念である。しかし移転価格税制が各国で法制化（わが国では1986年）される際、アームスレングス価格は「独立企業間価格」という語に置き換えられて、課税のコンセプトに取り込まれた。独立企業間価格は、移転価格税制上、適正な課税所得の算定基礎となる価格を示す語となっている（なお本稿は表記上、移転価格税制上の取引条件を定める価格を独立企業間価格<sup>4)</sup>と称し、管理会計上の振替価格概念の一つであるアームスレングス価格と区別する）。このように、先行して成立していた管理会計の振替価格の理論体系から、移転価格税制がアームスレングス価格の概念を借用して独立企業原則とし、これを中心に課税理論を成立させたことにより、多国籍企業が

図表4 管理会計と移転価格税制におけるグループ内取引の価格概念・算定方法の対比

	管理会計	移転価格税制	
価格概念	最適振替価格	独立企業間価格	
	中立的振替価格		
	アームスレングス価格		
算定方法	市価法	独立価格比準法	取引法
	再販売価格法	再販売価格基準法	
	原価法	原価基準法	
		取引単位営業利益法（TNMM）	

宮本（1983）、第7章を参考に筆者作成。

4) 国際課税上、課税上の適正価格を意味する独立企業間価格は Arms' Length Price という。

事業戦略上随意に運用する中立的振替価格の概念が、課税上支持されない環境が生まれた。

この概念上の問題は、管理会計における振替価格算定方法の枠外から、移転価格算定方法に利益法が追加（わが国では2004年）されることによって、多国籍企業の会計実務の上で顕在化する。わが国の租税特別措置法が規定する移転価格算定方法<sup>5)</sup>と、管理会計上の振替価格算定方法の関係を示すと、図表4の下半分（「算定方法」のセクション）のようになる。宮本（1983）は管理会計理論上の振替価格の算定方法を、「市価法」「再販売価格法」「原価法」の3つに整理した。税制上、これら3つと個別に対応する移転価格算定方法が設けられている。独立価格基準法は取引価格そのもの、再販売価格基準法と原価基準法は、いずれも取引の粗利（売上総利益）率を検証するため、これらは取引法と総称される。本稿が主に論ずる取引単位営業利益法（Transactional Net Margin Method, TNMM）は、個々の取引条件ではなく期間利益を通じて企業グループ内取引の単位全体の合理性を検証する利益法<sup>6)</sup>である。図表4の下半分に示すとおり、TNMMに結びつく管理会計上の振替価格概念が存在しない。このTNMMは、世界的な移転価格税制の執行局面において中心的な移転価格算定方法となっている<sup>7)</sup>。税務当局の税制執行のこのような傾向は、当然ながら多国籍企業の移転価格算定方法に影響を及ぼすところとなり、結果として大多数の多国籍企業がTNMMを採用している。次節で分析するが、TNMMは自社と他社の各年の業績次第で、親子会社間の営業利益配分を修正した課税所得の計算を要求する。すなわち多国籍企業の管理会計帳簿に、移転価格税制の影響が直接及ぶという事態に至ったのである。

以上の論述を整理すると、次の①②のようになる。

① 移転価格税制の課税理論が、管理会計からアームスレングス価格の概念を借用した独立企業原則を中核として成立し、これに沿わない振替価格概念（最適振替価格<sup>8)</sup>または中立的振替価格）との間に理論上の問題が生じることとなったこと。

② 管理会計の振替価格算定方法と結びつかない、利益法の移転価格算定方法が定着したこと。多国籍企業グループの国内外での営業利益の配分がTNMMから干渉を受け続けるため、振替価格を通じて「海外現地法人の業績評価を適切に行えない」（李・上總2009、111ページ）と、多くの先行実態調査研究が指摘している。この問題を管理会計実務に現れる現象のひとつとして扱うだけではなく、今日の課税理論が成立に至る過程で、管理会計上の振替価格との接点において生じた上の①②の2つの点を踏まえることによって、この問題の本質を理論的に解析することが可能となる。この研究に取り組むにあたり、本稿は次のリサーチ・クエスチョンを掲げる。

RQ1 TNMMが業績評価に及ぼす影響は、理論的にどのようなものと説明できるか。

RQ2 TNMMの影響のもとで、より適正な業績評価を可能にするには、どのような会計が考えられるか。

### 3 海外子会社利益に基づく業績評価にTNMMが影響をもたらすメカニズム

#### 3.1 振替価格の設定目的に対する移転価格税制の影響

移転価格税制上、グループ内企業との間で実施

5) わが国では、措法66条の4および同法施行令39条の12が移転価格算定方法を規定している。

6) 利益法に属する移転価格算定方法には、TNMMの他に利益分割法がある。

7) 権限ある当局がTNMM以外の移転価格算定方法で折衝を行うことは例外的である。わが国が権限ある外国当局との間で合意した相互協議件数を、国税庁が移転価格算定方法の別に集計している統計によると、令和元事務年度の独立企業間価格の算定方法の内訳は、取引法（3種類）の合計件数15、TNMM103と公表されている。国税庁ホームページ。https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2020/sogo\_kyogi/03.htm 2021年8月13日最終閲覧。

8) 最適振替価格は、図表2の7および図表3のhに答えるものであり、これと独立企業間価格とのコンフリクトは、多国籍企業の経営管理問題の最深部に関わる課題である。本稿は最適振替価格と独立企業間価格の対立については論述領域の外としている。

する取引は、controlled transaction<sup>9)</sup>とされ、その取引条件に介入する恣意性を疑うこととされている。しかし課税上の恣意性を除去するための調整が、特定の子会社との間だけで行われてしまうと、海外業績を中立的に評価しようとする狙いに狂いが生ずることとなる。このコンフリクトを、税制を遵守する企業はどのように調整しているのかを明らかにするため、振替価格を設定する際に重視する環境要因ないし振替価格の目的を問う質問票調査の研究が、数多く試みられてきた。

本稿はまず清水(1997)に着目する。清水(1997)は、『『海外子会社の業績評価』を振替価格の設定目的とすると回答した企業数が大きく減少した』とする、米国内企業の実態調査結果について、独自の解釈を示した。清水(1997)はこの原因として、1994年、世界で初めて米国で導入された利益法による移転価格算定方法<sup>10)</sup>が、(管理会計上の)振替価格の柔軟性を奪うこととなり、業績評価の単一尺度としての財務指標が重要でなくなってきたことの現れである、と説明したのである。この考察で清水(1997)は「業績評価における国際振替価格の役割は管理会計の面からは一応終了したと考えてよい」と記している(清水1997、96ページ)。また梅田(2012a)は、佐藤(1991)、清水(1994)、清水(1999)、李・上総(2009)の実態調査から、

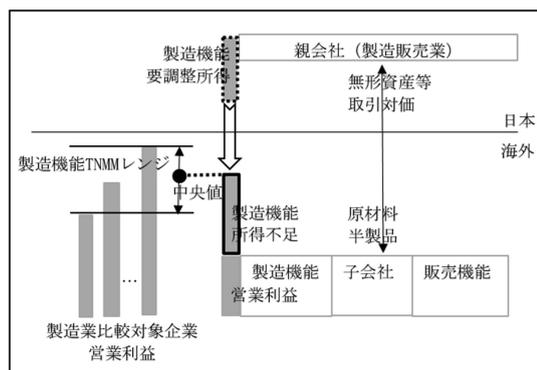
共通の比較軸を導出して独自の質問票調査を実施し、先行調査結果と比較した。この梅田の包括的研究は、「各国(移転価格)税制遵守を振替価格の設定目的とする企業数の増加」、また同時に「海外子会社の業績評価を振替価格の設定目的とする企業数の減少」という現象を見出した。海外でも例えばCools(2003)のように、移転価格税制の遵守が振替価格に与える制約を示す研究は数多い。このことから「振替価格の設定目的における業績評価の後退と税法遵守の優先」という傾向は、わが国に限らないとみることができる。

次項では、TNMMのもとで課税上の恣意性を除去するプロセスであるベンチマークについて考察する。

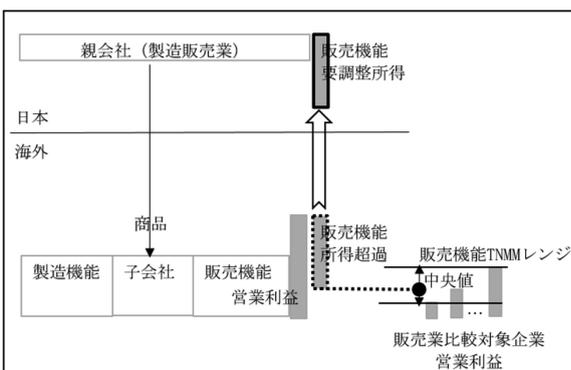
### 3.2 TNMMで求められるベンチマーク

海外現地地で輸入半製品を追加加工して海外子会社に販売させる製造販売(海外製造機能：図表5-1)と、親会社取扱製品の海外子会社による商品流通(海外販売機能：図表5-2)の、2つの機能に従事しているケースで、海外子会社を検証対象とするTNMMの働きを図示した。TNMMのもとでは、海外子会社の製造・販売の機能・リスクにおいて比較可能とされる、独立して操業する企業(比較対象企業)が選定され、それらの営業利益データから求めた独立企業間利益率の幅(TNMMレン

図表 5-1 海外製造機能を検証対象とする TNMM ベンチマークの概要



図表 5-2 海外販売機能を検証対象とする TNMM ベンチマークの概要



筆者作成。

9) わが国の移転価格税制は、外国法人のうち「国外関連者」との取引を適用対象としているが、発行済株式総数の50%以上の株式を保有する形式的事実をもって、取引条件その他の関連事実を考慮することなく、国外関連者とされる(租税特別措置法施行令第39条の12第1項)。

10) 清水(1997)が研究上着目した、米国移転価格上の新しい移転価格算定方法は比較利益法(Comparable Profit Method)である。これはOECD移転価格ガイドラインとわが国の移転価格税制におけるTNMMに相当する。

ジ）と、海外子会社の営業利益水準の高低で、課税上の合理性を検証する。この作業をベンチマークという。図表 5-1 では海外子会社の製造営業利益水準が課税上不足しており、追加で課税されるべき所得（以下、要調整所得）を親会社から海外子会社に移す必要があると認定される。一方、図表 5-2 ではその逆で、海外子会社の販売営業利益水準が高すぎたことから、海外販売活動に伴って親会社で課税すべきであった所得の一部が海外子会社へ流出していると認定され、海外子会社から所得を親会社に戻すべき要調整所得が生じている。

TNMM レンジは比較対象企業の決算によって決まるため、TNMM レンジの上限・下限は毎年変動する。当然、海外子会社の営業利益水準も毎年の決算で上下する。これは過年度から何ら変更していない取引条件であっても、ベンチマークによって、課税上の適正価格とならない状況が生じうる、ということの意味する。このように多国籍企業は、海外子会社の毎決算期の営業利益を、TNMM のベンチマークのもとで管理せねばなくなっていることがわかる。

#### 4 業績評価に対する移転価格税制の影響に関する管理会計の観点からの考察

本節では、移転価格税制の課税理論の成立に関する 2 の考察を深めるため、責任会計の概念と、多国籍企業の本社活動費の請求を支える会計の 2 つを論じる。

##### 4.1 独立企業原則と責任会計

###### 4.1.1 独立企業原則と責任会計の概念的対立

移転価格税制の課税理論は、独立企業原則という考え方に支えられている。管理会計上、多国籍企業グループのなかでコストセンターとされた拠点について、独立企業原則では、「独立企業であれば、適正な対価が補償されない限り、（経常的に損失となる）このような業務を引受けないであろう」（OECD 2017、パラ 1）と見立てて、課税所得の計算上、その拠点が独立事業であれば收受するはずの対価の額を、課税上益金算入させる（OECD 2017、パラ 6.32）。管理会計上利益に責任を負わない収益センター拠点についても、同様の

考え方で、適正な水準の課税所得をもたらす会計上の利益を要求する。このように移転価格税制は、国境をまたぐ連結経営において、原価の管理や収益の拡大のみに責任を負い、利益の確保に責任を負わない拠点の計算を、課税所得計算として原則的に容認しない。

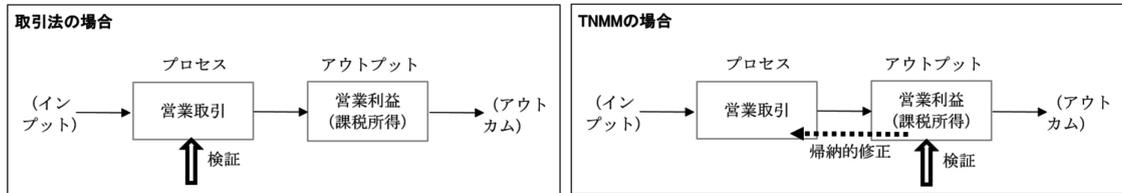
「独立企業原則」と「責任会計」は、移転価格税制と管理会計をそれぞれ根底で支える基本的な考え方であり、先行研究がこの両者のコンフリクトを論じてきた。例えば Cools and Slagmulder (2009) は、移転価格税制遵守を前提とした管理会計において、コストセンターや収益センターとして運営されてきた事業単位が、移転価格税制の要請によって利益センターへ変更されることを、多国籍企業のマネジメント・コントロール上の重要な問題として指摘している。以上のような国内外の事例研究や実態調査からの示唆をさらに深めることを企図して、本稿は、3.2 で述べた TNMM のベンチマークに関連付けながら、管理会計の業績シグナル機能に生じる弊害について考察する。

###### 4.1.2 管理会計の業績シグナル機能に生じる弊害

梅田 (2012a) は、移転価格税制が利益センターの責任の財務的測定の明瞭性を阻害する、との潜在的問題を指摘する。上述した独立企業原則と TNMM のベンチマークに関連付けて考えると、梅田 (2012a) の指摘は次のことを指していると解される。

中立的振替価格においては、要調整所得が生ずるか否かにかかわらず、利益センターとしての責任を負う各子会社との取引条件は中立的ないし画一的でなければならない。しかし海外子会社の月次・期中決算を行う過程で、海外子会社の営業利益率が TNMM レンジから外れる可能性が判明し、大きな要調整所得が見込まれることがある。このとき多国籍企業は、利幅の薄い海外子会社のベンチマークにあたって、TNMM レンジの下限（移転価格税制上の最低利益率）を超える当該子会社の営業利益水準を求めて、振替価格を調整して当該子会社事業の採算を下支える必要性に直面する。当該不採算子会社だけに出荷価格を下げたり、ロイヤリティや役員報酬対価の徴収を見合わせるような操作を行うことが、これに該当する。これ

図表 6 ロジック・モデルによる独立企業間価格の検証



筆者作成。経常損益以下の損益項目と申告調整項目は便宜上無視し、営業利益と課税所得を同義としている。

は移転価格税制を遵守することで、薄利または損失の海外事業に関する採算性のシグナルが十分な客観性を伴わなくなる、という業績評価上の障害をもたらす。高利益の事業を営む海外子会社に対しても、本質的に同じ問題が生じうる。TNMMのもとで子会社が営む海外営業利益が突出すれば、当該子会社取引に対する親会社所在地国での直接的な移転価格課税のリスクとなる。これを避けようとして、当該事業の高利益を圧縮する方向に関連会社の取引条件が変更されやすい。

ここで、企業活動のなかで移転価格税制の検証が働きかける場所が、取引法とTNMMでどのように異なるかを、ロジック・モデルを用いて図表6に示す。期中の全ての営業取引はプロセスに相当し、そのプロセスを実施した結果のアウトプットが海外子会社の営業利益に相当する。取引法(本稿2参照、図表6左)においては、移転価格税制の上で適正な取引条件(取引価格自体または粗利幅)として検証された営業取引が集積(プロセス)され、アウトプットとして適正な営業利益ないし課税所得が誘導的に導出される。これに対して既に述べてきたように、TNMM(図表6右)においては、アウトプットである海外子会社の利益の高低に対して検証が行われ、これがTNMMレンジ内の適正な水準に帰着するよう、プロセスである期中取引の価格が修正される、という帰納的な構造にある。このことによりTNMMでは、税務上適正な営業利益水準を目指して取引条件が操作された管理会計帳簿の上で、低利益の海外事業の不採算性、高利益の海外事業の高採算性が適切に表示されなくなる、という構造的問題があることが

わかる。

## 4.2 移転価格税制の下での本社費回収会計

### 4.2.1 子会社利益に基づく業績評価における本社費回収会計の意義

海外事業の業績評価で利用される会計数値に関して、これまで国内外で数多くの実態調査が行われている。佐藤(1991)、Borkowski<sup>11)</sup>(1999)、李・上総(2009)の調査結果が、海外子会社の利益水準に基づいて海外事業の業績を評価する多国籍企業が多いという見解で、概ね一致している。実際には海外子会社は、たとえばグループ戦略、ブランド・技術などの無形資産の管理や研究開発、グループ内外の利害関係者との接触など、本社がグループ経営の全体最適のために担う広範な活動なくしては、単独で事業を継続して営むことはできないのが通例である。国際連結経営という前提がありながら、海外子会社利益だけを指標として国際連結経営の業績の良し悪しを評価する、という立場が採られてきているのである。

また、親会社のグループ中核機能に対する便益対価を、子会社から回収する会計に関する実態調査にも、国内外で蓄積がみられる。たとえばCools and Slagmulder(2009)は、コストベースで試験研究費と本社間接費が請求される多国籍企業内のプロセスを考察した。Rossing and Rohde(2010)は、独立企業であれば「その種の役務を専門に行う役務提供者から役務を受けるか、自前で当該役務を行うであろう」という、OECD移転価格ガイドライン<sup>12)</sup>の規定を参照し、海外子会社が本社活動から享受する便益の対価算定と請求のプロセスを詳細に分析した。Rossing and Rohde(2010)が

11) Borkowski(1999)は人事業績評価についての研究である。

12) Rossing and Rohde(2010)の研究当時に有効であったOECD移転価格ガイドラインは、1996年版のものである。

調査対象とした企業は、高い税制の遵守意識が認められ、また移転価格算定方法として TNMM を採用していた。Rossing and Rohde (2010) はこの調査対象企業が、課税環境から影響を受けて、間接費を海外子会社に配賦・請求する会計を重要視していることを観察した。また国内では梅田 (2012a) が、佐藤 (1991)、清水 (1994)、清水 (1999) らの先行する実態調査を補うことを目指して、基礎研究費や設計開発費の回収取引の有無ならびに回収方法を特定する実態調査を行った。その結果は研究開発費、本社費をそれぞれ 80%、70% の企業が回収していることを示すもので、梅田 (2012a) はこれを、それまでの先行調査結果と異なる新たな発見であるとした。梅田 (2012b) では、本社が海外子会社から回収すべき費用の範囲についても考察をすすめた。梅田 (2012b) は製造業の親会社間接部門を事業部門と本部に分類したうえで、本部経費に加えて事業部門の間接費をも包含した形で、「間接費回収ルートを選択」と「移転価格税制対応型原価計算体系」の構築についての示唆を行っている。

上のように、海外子会社が本社活動の受益者として負担すべき貨幣的価値を公正に算出し、さらにその金額を子会社に向けて一律に請求する会計が重要視され、またこれを適正に機能させる管理会計研究が国内外で盛んにおこなわれてきた。これを本稿の便宜上、「本社費回収会計」と称することとする。管理会計研究において本社費回収会計が担ってきた意義には、諸説が考えられうる。その中で本稿は、本社費回収会計には「国際グループ内における受益者負担関係の適正な表示を通じて、業績評価指標としての海外子会社利益の質を確保する」という意義があるものと解する。本稿の目的に照らして、以下この項では、本社費回収会計と現行の移転価格税制の課税理論との接点で生ずる諸問題を考察する。

#### 4.2.2 受益者負担の考え方に対する移転価格課税理論の立場

現在の OECD 移転価格ガイドラインは、BEPS プロジェクト (2012 年 -2015 年) の成果として、2017 年に正式化されたものである。本社費回収会

計との関連では、2017 年版の OECD 移転価格ガイドラインの課税理論を、次のように要約することができる。

移転価格税制上、連結経営を支える本社活動の独立企業間価格を算定するにあたって、その活動がユニークで付加価値が高いほど、連結経営上の本社の無形資産と役務が、相互に関連するとみるべきであり、両者の取引価格を一体 (以下無形資産等取引) で算出すべきであるとされる (OECD 2017、パラ 6.101-104、132-135)。TNMM は複数の種類の企業グループ内取引を、一の取引単位として独立企業間価格を算定するための、最も典型的な手法の一つである。また無形資産等取引を検討する際、企業の会計処理を必ずしも斟酌すべきでない (同パラ 6.7) とされる。特に開発費用の額に基づいて研究開発無形資産の価値を推定することは、明示的に否定されている (同パラ 6.142)。

以上のとおり、利益法を中心とする課税においては、本社の巨額な研究開発投資や、優秀な本社人員による膨大なバックアップ・コストは、十分な海外子会社の営業利益を伴うものでなければ、課税上適正な請求対価に必ずしもつながらない、ということになる。移転価格税制の課税理論は、親子会社間の受益者負担の考え方から大きく離れたものとなっていることがわかる。

#### 4.2.3 本社費回収会計が課税上の独立企業間価格を導出しない可能性

ここで重要なのは、原価と受益者負担概念をベースとする本社費回収会計が、現行の移転価格税制の課税理論と概念的に整合していない、ということである。

前項で述べたように、2017 年に改正された OECD 移転価格ガイドラインの課税理論は、本社活動の便益の金銭的精算を企図する受益者負担の考え方と大きく異なる。原価計算の発想で本社活動の役務対価を海外子会社に厳密に請求していたとしても、移転価格税制上の無形資産がその役務に活用されていれば、その取引価格は課税上の適正な価格 (独立企業間価格) として認められない。移転価格税制は各国課税当局の執行権を背景とする強制法規であり、世界のほぼすべての国の移転

価格税制は、OECD 移転価格ガイドラインが提示する指針に従って執行を行う立場を採っている<sup>13)</sup>。課税理論に整合しない考え方で本社費回収会計が算出した対価は、独立企業間価格を必ずしも導出せず、多国籍企業が事業を営む世界各国で、課税上の適正対価とされない可能性が高いのである。

#### 4.2.4 課税当局による事実認定の幅を原因とする一律の本社費請求の困難

OECD 移転価格ガイドラインの解釈を含む課税当局の行動が国によって異なり、極めて不確実であることが、多国籍企業の管理上の懸念となっていると指摘されている (Cools 2003)。このことは本社費回収会計の実態上の意義を考える上で、特に重要である。

多国籍企業は単一の取引体系に対して、本国の税務当局と多くの進出先国の税務当局から、移転価格税制の適用を受けることとなる。①海外子会社のために本社が担う活動が「ユニークで付加価値の高い」無形資産を活用しているか否か、②個別の海外子会社に受益の事実が認められる本社活動はどれか、③回収取引の請求額が按分によって算出される場合、海外子会社の受益実態との関係性が希薄ではないか、などの事実認定をめぐり、本国・進出先国の税務当局との間で課税上の判断に大きな食い違いが生じることが珍しくない。この見解の相違は、一方の国で益金課税された金額が、他方の国で損金にならないという、多国籍企業グループ内の国際的二重課税に直結する。多国籍企業においては二重課税を避けるため、本社費回収会計は中立的・画一的な実施ができていないとみられる。特に、資本輸出国からの事業進出に依存する新興諸国が、本社費の損金を厳格に否認する傾向にある。このため多国籍企業においては、本社活動の経済価値評価と回収の取引について、すべての海外子会社に対して一律の請求処理を実施できることは稀である。言い換えれば、本社活動の性質と進出先国の移転価格課税の執行状況を、進出先子会社の利益率に対する TNMM の状況と総合勘案しながら、請求可能な金額を請求可能な子会社から徴収する実務にならざるを得ない。

以上の本節の考察結果を、次のように整理することができる。多国籍企業の本社活動の対価回収は、無形資産等取引の一部とみなされる可能性があるが、無形資産等取引として取り扱うべきか否かは、当該事業のリスク・機能に基づく事実認定に依存する。その認定をめぐっては多国籍企業と本国税務当局・進出先税務当局との間で、見解の相違と、それによる巨額の更正課税が生じる可能性が残る。また本社費回収会計が回収すべきとして算出する額に関して、所定の年度の子会社の利益水準が TNMM レンジの下限を下回れば、海外子会社はその本社費回収会計が要請する金額を、課税上、負担すべきではなかったとされる (過大請求額に対する海外子会社側の損金否認)。反対に別の海外子会社の利益水準が高すぎれば、課税上親会社が、海外子会社の営業利益水準が TNMM レンジの上限を下回るまで十分な対価を徴収すべきであったとされる (徴収不足額に相当する親会社側の益金認定)。この結果は、海外子会社と比較対象企業の決算業績の変動によって、年ごとに変わり得る。このように移転価格税制を遵守する環境の下で、本社費回収会計の実施は、海外子会社が所在する国の移転価格課税の執行の柔軟性と、海外子会社の利益率と TNMM との関係性に大きく依存し、図表 7 のように、管理会計制度として中立性・画一性を欠いたものになっているとみられる。

以上、本節で考察したとおり移転価格税制の課税理論の影響によって、海外子会社の利益水準の適正化を企図する本社費回収会計と、これが中立的・画一的に実施されていることを前提とする海外子会社利益に基づいた業績評価の理論は、多国籍企業の管理会計実務との関連性が希薄になってしまっているといえる。しかしながら、これは業績評価の文脈で、多国籍企業の「本社の活動を分析する会計」の重要性を否定するものではない。この点については 6.3 で言及することとし、次節より RQ に回答する考察を行う。

13) OECD 移転価格ガイドラインに則した課税を行わないことを明示する少数の例外的な国として、ブラジルがある。

図表7 本社費回収会計の一貫性に影響を与える移転価格税制の環境要因

		移転価格課税の執行	
		柔軟	厳格
子会社利益水準と TNMM の状況	高利益 (本社側リスク)	可能な限り高額徴収	徴収の努力
	低利益・損失 (現地側リスク)	徴収の努力	徴収困難

筆者作成。

## 5 TNMM の業績評価に対する影響の理論分析 (RQ1)

本稿は TNMM が業績評価に及ぼす具体的な影響を、「責任会計と独立企業原則の対立」と「本社費回収会計の意義の希薄化」という2つの領域に見出した。これが本稿が設定した RQ1 の答えである。

純粋な管理会計理論上、中立的振替価格は元来アームスレングス価格と並立する概念であった。ところが、移転価格税制がアームスレングス価格の概念を借用して見出した独立企業原則が、移転価格課税の中核的概念として機能するようになったため、業績評価の基礎を提供する中立的振替価格が、必ずしも独立企業間価格（税務上の適正価格）として認められない環境が生まれた。さらに1994年に米国が利益法による移転価格算定方法を導入して以来、今世紀初頭にかけて世界中で TNMM の課税理論が発達したが、TNMM は管理会計が旧来想定していた振替価格算定方法（取引法）の体系の外に位置する利益法であった。利益法はアウトプット（営業利益）に基づいてプロセス（期中の営業取引条件）の帰納的な修正を要求する、という性質がある。以上のことが海外事業の業績評価にもたらしている構造的な問題を、次のように要約することができる。

まず移転価格税制の基本原則である独立企業原則が、管理会計上の責任会計の考え方を否定するところがあるため、各海外拠点の管理責任分担が帳簿に表現されなくなっている。次に TNMM のベンチマークが、海外子会社の利益水準に対する所得調整を通じて、管理会計帳簿が担うべき特定

の事業の不採算性や超過利益の貢献を示すシグナルを鈍化させている。そもそも、海外子会社の事業は本社から広範な役務の提供を受けるという前提があるにもかかわらず、海外事業の業績評価は一般に海外子会社の利益水準に基づいて実施されてきた。連結経営の前提がありながら、海外子会社の利益水準だけを用いて海外事業の評価を適正に行おうとすれば、本社活動からの海外子会社の受益者負担状況を、管理会計帳簿が厳正に表示する必要がある。この必要性にこたえるため、国際取引をめぐる国内外の管理会計研究は、本社費回収会計の研究を発達させてきた。しかしながら、現行の移転価格税制の課税理論に照らすと、本社費回収会計が移転価格税制上の独立企業間価格につながらない。

以上の理論分析から、税法遵守を優先する多国籍企業には、TNMM の影響を受けてしまう海外子会社の利益水準に依存しないような、業績評価の発想が求められていることがわかる。次節ではこれに対する本稿の答えとして、「TNMM の取引単位を基準とする連結セグメント会計による業績評価」について述べる。

## 6 結論と今後の研究課題

業績評価の適正化のために、事業部会計が導出する管理会計数値が有効であるとする研究が、国内外にみられる。例えば塘 (2004) は、移転価格税制遵守を含む「財務管理と責任会計の調和方法」として列挙した中に、地域・事業セグメント業績を子会社評価に反映する方法を提示した。Hummel, Pfaff and Bisig<sup>14)</sup> (2019) はスイス企業の

14) Hummel, Pfaff and Bisig (2019) は人事業績評価についての研究である。

事例を研究し、事業部の残余利益に基づくことよって、移転価格税制の影響のもとで適正な業績評価が可能となっている事例を示した。これらの諸研究は、事業部会計が親子会社間の連結経営の前提に則した財務数値に基づいて、業績評価を適正化に導く効果を見出した。他方、本稿の分析でも、TNMMの課税理論が親子会社間の連結経営を前提としているという特徴が明らかになった。この「親子連結経営の前提の共有」という点に、管理会計とTNMMの課税理論との近接点がある。ここに、TNMMの影響を受けた海外子会社の利益水準に依拠した業績評価に代わって、「TNMMの取引単位を基準とする連結セグメント会計」が、ひとつの答えを提供することとなる。

### 6.1 本稿の結論 (RQ2) - TNMMの取引単位に則した連結セグメント会計による業績評価

本社費回収会計が算出した対価を中立的・画的に海外子会社に請求することには、困難が伴う。これは図表7に示したように、海外子会社所在地国の移転価格課税執行の厳格さの水準によって、TNMMが必要とする所得調整も異なるからであり、またTNMMレンジと海外子会社の利益率との位置関係も、毎年の決算により変動するためでもある。一部の国の子会社には請求を見合わせたり、別の国の事業との間に限って所得調整を実施すれば、一部の海外子会社だけに営業利益に対する非中立的な影響が生じてしまう。ここで、TNMMから海外子会社の利益水準が受ける影響は、グループ内取引から生じているのであるから、TNMMの取引単位に則したセグメントで実施する連結管理会計においては、多くが相殺消去されるため、連結セグメント利益にはそのような影響が残りにくい。

海外子会社の利益のみではなく、当該海外事業を支えた親会社の期間純損益を連結した、TNMMが機能する取引単位に則した連結セグメント会計上の財務数値が、移転価格税制の影響を受けなが

ら、海外事業の業績評価をより適正なものに近づけると期待される。本稿はこれをRQ2に対する回答とする。

### 6.2 「本社活動分析会計」の重要性

前項で述べたとおり、本稿が示唆する業績評価は、TNMMセグメントに則した連結相殺消去によつて、中立性と画一性に欠く本社費回収会計の影響が軽減・除去された財務数値を業績評価に用いる点に、海外子会社利益に依拠した従来の業績評価との本質的な違いがある。ここで本稿の示唆は、「本社の活動を分析する会計」の意義を否定するものではない。というのも、本社機能のセグメント会計を適正に実施するためには、複数の事業に関する横断的な本社活動に要した経費を、適正に測定された貢献度合いに従って各セグメントに分割する会計を、当然欠くことはできないからである。特に、TNMMの取引単位に常に合わせた業績評価が、実際の海外事業管理の要請を満足させるとは限らない。TNMMの取引単位よりも狭い区分で海外事業の業績を評価しようとする場合には、海外子会社の営業利益を事業評価単位に分割するセグメント会計が必要となり、これと連結対象となる本社会計数値は、「本社活動分析会計」をさらに精緻に適用することによって算出される。このように、本稿が想定する海外事業業績評価の会計体系においても、共通活動費の配賦技法を支える会計理論が重要な役割を担うことが判る<sup>15)</sup>。移転価格税制遵守と業績評価という独立した二つの命題を両立させるため、「本社活動分析会計」の重要性は、むしろ強調されるべきである。

### 6.3 継続して検討すべき課題

本稿が示唆するTNMMの取引単位に則した連結セグメント会計は、業績評価に対する移転価格税制の影響を完全に除去するものとは、必ずしもいえない。この点に関連して、連結セグメント会計の精度・便益と実施コストの問題が、検討すべき課題の一つとしてあげられる。すなわち、海外

15) TNMMの課税理論は「比較可能性」(comparability)およびこれを確保するための会計情報の信頼性を重要視する(OECD移転価格ガイドラインB.3.1)。TNMMでは、納税者である多国籍企業が連結経営のなかで担う機能・リスクと、比較可能な独立第三者企業(比較対象企業)群を特定する必要があるが、多国籍企業自身の取引単位別の管理会計情報に比べて、比較対象企業の開示情報は全社ベースを典型とする概括的なものになる。この課税上の比較可能性理論の要請から、TNMM検証の取引単位は、業績評価上の単位よりも広範な区分になることが多いと想定される。

事業比率の高い企業ほど、一つの事業セグメントを支えるバリュー・チェーンに複数の海外子会社が参画しており、親会社と海外の完全子会社の2社だけが事業セグメントを構成する単純な構造にはない。複数の海外子会社が親会社を経由しない重要な取引で結合している事業においては、業績評価目的の連結会計処理が複雑化することが想定される。また特に例えばアジア諸国では、国策によって、バリュー・チェーン内の主要な箇所を合弁会社が担っていることも多い。連結会計上の少数株主持分の取扱いから受ける影響の程度によっては、経営判断の正確性の見地から業績評価が容認できる精度水準と、追加コスト水準の均衡を模索することが求められる。

近年、国際課税制度は歴史的な変化の最中にある。特に「ポスト BEPS」の国際協調に基づく2021年7月のG20合意で、恒久的施設の有無を問わないデジタル課税（Pillar I）と、15%の最低税負担率を世界的に確保する課税（Pillar II）からなる2 Pillar 税制の枠組みが発表されたことは無視できない。その意味でも、国際課税の展開に関する先行研究をさらに精査したうえで、多国籍企業にとって外的環境となる国際課税が事業戦略に及ぼす影響を考察し、これに基づいて、納税を通じた多国籍企業と国際社会との関係性についても洞察したい。

#### 引用文献

- Borkowski, S.C. (1999), "International managerial performance evaluation: A five country comparison", *Journal of International Business Studies*, Vol.30, No.3, pp.533-555.
- Cools, M. (2003), "Increased Transfer Pricing Regulations: What about the Managerial Role of Transfer Pricing?", *International Transfer Pricing Journal*, Vol.10, No.4, pp.134-140.
- Cools, M. and R. Slagmulder (2009), "Tax-Compliant Transfer Pricing and Responsibility Accounting", *Journal of Management Accounting Research*, Vol.21, No.1, pp.151-178.
- Hummel, K., D. Pfaff and B. Bisig (2019), "Can the integration of a tax-compliant transfer pricing system into the management control system be successful? Yes, it can!", *Journal of Accounting & Organizational Change*, Vol.15, No.2, pp.198-230.
- Rossing, C.P. and C. Rohde (2010), "Overhead cost allocation changes in a transfer pricing tax compliant multinational enterprise", *Management Accounting Research*, Vol.21, No.3, pp.199-216.
- Rossing, C.P. and C. Rohde (2014), "Transfer pricing: aligning the research agenda to organizational reality", *Journal of Accounting & Organizational Change*, Vol.10, No.3, pp.266-287.
- 梅田浩二 (2012a) 「日系多国籍企業の国際振替価格管理に関する実態調査」『管理会計学』第20巻第2号、63-77 ページ。
- 梅田浩二 (2012b) 「日系多国籍企業における国際振替価格管理」『原価計算研究』第36巻第1号、132-141 ページ。
- 国連経済協力開発機構 (OECD) (2017) 『移転価格ガイドライン「多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針」2017年版』公益社団法人日本租税研究協会。
- 小菅正伸 (2012) 「国際管理会計の課題と展望」宮本莞爾 編著『実態調査からみた国際管理会計』日本管理会計学会、165-186 ページ。
- 近藤崇史・中浜萌・一瀬善孝 (2014) 「企業の海外進出と収益力」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』No.14-J-8。
- 佐藤康男 (1991) 「海外現地法人の管理会計」『経営志林 (法政大学)』第28第3号、71-85 ページ。
- 清水孝 (1990) 「振替価格決定基準としての目的適合性と条件適合性の結合」『商学研究科紀要 (早稲田大学大学院商学研究科)』第31号、111-131 ページ。
- 清水孝 (1994) 「国際振替価格による本社費の振替」『朝日大学経営論集』第7巻第1号、97-108 ページ。
- 清水孝 (1997) 「1970年代以降における国際経営の展開に伴う国際管理会計の発展」『早稲田商学』第372号、75-102 ページ。
- 清水孝 (1999) 「多国籍企業における業績評価および国際振替価格」『早稲田商学』第381号、93-118 ページ。
- 塘誠 (2004) 『グローバル企業における財務管理と責任会計に関する研究』OUKA (大阪大学学術情報庫)
- 宮本莞爾 (1983) 『国際管理会計の基礎—振替価格の研究』中央経済社。

取引単位営業利益法の影響を受ける業績評価の適正化への示唆

李璟娜・上總康行（2009）「日本企業の国際移転価格の  
設定に関する実態調査」『メルコ管理会計研究』第2  
巻第1号，111-126 ページ。